

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	山口県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.yamaguchi.jp/cms/a50100/index/

執行機関名 山口県教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		(平成28年山口県条例第1号)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表(第二条関係) 特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第一条	山口県特別支援教育就学奨励費交付要綱 第二条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う <u>必要な援助</u> を規定し、もってこれらの学校における <u>教育の普及奨励を図る</u> ことを目的とする。	第二条 教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ特別支援学校への就学の特殊事業にかんがみ、特別支援学校へ就学する <u>幼児、児童又は生徒(以下「児童等」という。)</u> の <u>保護者等(幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。)</u> の <u>経済的負担を軽減</u> するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため <u>必要な経費</u> について支弁することとし、もって、 <u>特別支援教育の普及奨励を図る</u> ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		山口県特別支援教育就学奨励費交付要綱